

## 和泉市産後ケア事業「安全に関する留意事項」

令和7年3月作成

産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められる。事業者は以下の点に留意すること。

以下(1)～(4)の項目については、市と事業者双方において、内容の確認・共有をすること。

### 1. 事故防止及び安全対策

#### (1) リスクの高い場面において留意すべき点

事業者は、次に挙げる場面ごとに、次の点に留意すること

##### ア 児の睡眠中

(ア) 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防

- ・仰向けに寝かせること

(イ) 窒息事故・転落事故防止

- ・ベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと
- ・敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと
- ・ぬいぐるみなど、口や鼻を覆ったり、よだれかけなど首に巻き付いたりする可能性のあるものは置かないこと
- ・添い寝をしないこと
- ・授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐物がないか確認すること
- ・寝かせてから10～15分程度は異変がないか観察すること

##### イ 寝返りやつかまり立ちができる月齢の対応をする場合

(ア) 窒息事故・誤嚥事故の防止

- ・常に小物(直径5cm未満の小さな玩具、ボタン電池など)は、児の手の届くところに置かないこと

(イ) 火傷防止

- ・安全柵の使用等により児が暖房器具に触れられないようにすること
- ・キッチンに児が立ち入れないようにすること
- ・電気ポットや炊飯器、熱い食べ物や飲み物は児の手の届かないところに置くこと

(ウ) 転落・転倒防止

- ・ハイチェアは必ず安全ベルトを締めること
- ・階段に柵を付けること

##### ウ 食事やミルクの提供時

- ・アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事を提供しないこととすること
- ・火傷防止のためミルクの温度に注意すること

## エ 児を抱いている際

- ・抱っこ紐使用時は、前かがみの姿勢にならないようにすること、しゃがむ際は必ず手で児を支えること
- ・おんぶや抱っこを、又は降ろす際は低い位置で行うこと
- ・ケアをする者が転倒しないよう家具等の角のカバーを行うこと
- ・児を抱いたままの調乳等の作業は行わないこと

## オ その他

- ・おもちゃは安全マークを目安に選び、児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと
- ・遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること

## (2) 重大事故の発生防止に向けたヒヤリ・ハット事例の検証及びその後の対応

事業者及び市は、重大事故の発生防止のため、次の対応を行うこと

### ア ヒヤリ・ハット事例の収集

- ・事業者において事例を集約すること

### イ 要因分析の実施

- ・収集した事例のうち、市が必要と判断した事例について、事業者と市がともに要因分析を行い、対策を検討・決定すること

### ウ 対策の実施とマニュアルへの反映、職員間の共有について

- ・市は、当該ヒヤリ・ハット事例への対策を決定した場合に、本マニュアルへ反映させる
- ・市は、当該事例及び対策について、報告を行った事業者以外の事業者を含む、委託先事業者へ周知するとともに、市職員間で共有する

## 2. 児を預かる場合の留意点

### (1) 児のケアにおいて留意すべき点

事業者は、一時的に児を預かる場面において、次の点に留意すること。

#### ア 児への対応について

- ・常に見守りできる距離での作業に留める等、短時間であっても児のみの状況とならないようにすること

#### イ 児の観察において配慮すべき点

- ・発達段階を適確に把握し、これに配慮し観察すること
- ・仰向けに寝かせること、呼吸状態や顔色を観察すること
- ・観察は、乳児用体動センサーの確認に頼ることなく、定期的に目視で行うこと
- ・観察結果を記録しておくことが望ましいこと

### (2) 人員体制について

事業者は、次に挙げる場合において、次の点に留意すること。

#### ア 別室において児の預かりを行う場合

- ・預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましいこと

#### イ 短期入所型の場合で勤務交代時や夜間等児の預かりができない時間帯がある場合

- ・あらかじめ利用者とその旨周知するとともに、その時間には預からない方針とすることが望ましいこと

### **3. 緊急時の対応体制**

#### **(1) 利用者の急変時等の緊急時の対応について**

事業者は、利用者の急変時等に備え、次の点に留意すること。

#### ア 受入れ協力医療機関や保健医療面での助言を求める医師の選定について

- ・受入れ協力医療機関や保健医療面での助言を求める医師を必ず確保し、市へ報告しておくこと

#### イ 事業者における対応体制の確保について

- ・事業者において救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をし、緊急時に参照できるよう、事業所内で掲示するなど、即座に対応できるようにしておくこと
- ・ケアに従事する職員については、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましいこと
- ・「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練を行うべきこと
- ・AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握等を行い、設置場所について事業者内で周知徹底すること

#### **(2) 災害発生時の対応体制や、感染症への対応等について**

事業者は、災害発生時や感染症へ対応の備えとして、次の点に留意すること。

#### ア 災害発生時の対応体制

- ・災害発生時においては、被害状況を把握のうえ、市へ報告すること
- ・避難経路及び指定の避難所の場所について予め確認しておくこと

#### イ 感染症への対応

- ・標準予防策を徹底し、感染症発生時の対応について予め確認しておくこと

### **4. 重大事案等の発生時の対応**

#### **(1) 重大事案等発生時の報告について**

事業者は、重大事案等が発生した際は、「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」（令和6年10月こども家庭庁改定）に従いア及びイのとおり報告を行うこと。この報告を受け、市は、ウのとおり府へ報告する。

#### ア 報告の対象

- ・次の事案を対象とすること  
死亡事故  
治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故  
これに相当する重大な事故

## イ 事案等発生当日の連絡体制

### (ア) 第1報の報告

- ・事業者から、委託元である市へ速やかに（原則として事案等発生の日、遅くとも翌日まで。閉庁日であれば翌開庁日までに。）報告すること。
- ・本報告は、母親のみに係る産後ケア事業における重大な事故等が発生した際には「産後ケア事業 事案等発生時報告様式」（別添1）を用いて行うこと。児に係る産後ケア事業における重大な事故などが発生した際には「教育・保育施設等事故報告書」（別添2-1, 2-2）を用いて行うこと。
- ・市は、翌開庁日までに、府へ報告する

### (イ) 第1報の連絡先

開庁時間内に以下に報告すること

**【連絡先】和泉市健康づくり推進室 健康増進担当**

和泉市立保健センター 0725-47-1551

和泉市保健福祉センター 0725-57-6620

**【開庁時間 月～金曜日の8:45～17:15 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く】**

## ウ 市から府への報告

- ・事案等発生の日、翌開庁日までに、電子メールにより、タイトルに【日付：市町村名：産後ケア 重大事案報告】と付して報告する
- ・報告内容に個人情報が含まれる場合は、パスワードを設定する

## (2) 重大事案等発生後の対応について

事業者は、重大事案等が発生した際は、市との事前の取り決め内容及びアのとおり対応を行うこと。なお、取り決め内容については、日頃から保存場所を事業所内で周知徹底しておくこと。市は、重大事案等が発生した際、イのとおり対応する。

### ア 事業者における対応

- ・まずは救命を優先し、警察や救急車等への連絡を行うこと
- ・関係者（母子の家族への連絡）その他の産後ケア利用者への説明及び対応、事故の状況の記録（可能な限り時系列で詳細に記載）を行うこと
- ・事故発生の要因が明らか場合は、速やかに対策を行うこと

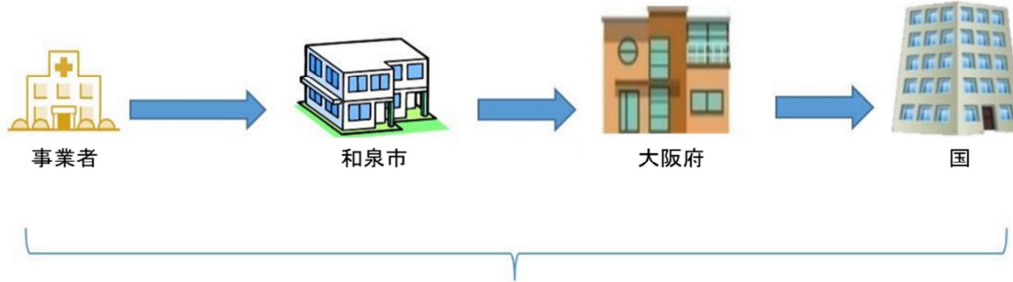
### イ 市における対応

- ・重大事案等が発生した事業者が市外に所在する場合、市は当該事業所所在地市町村へ情報提供する
- ・事業所の協力を得ながら要因分析や再発予防のための検証を行い、再発予防策を検討する
- ・当該再発防止策について、本マニュアルへ反映する

## 産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・ 死亡事案
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



- ①第1報は原則事案等発生日（遅くとも事案等発生日の翌日）
- ②第2報は原則1か月以内程度  
このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

死亡事案  重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案  
 その他( )

報告年月日 年 月 日

・\*は実施がある場合に記入してください。  
 ・水色のセルはブルダウンより選択してください。

施設情報	施設名			施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地			代表責任者			
	産後ケア事業管理者			利用者の総定員(産婦)	名		
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型					
	*直近の指導監査	年 月 日	緊急対応マニュアル等の有無				
利用者居住市町村名			他受託市町村名				
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別	多胎児の場合は✓	
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態		
事案発生時の状況等	事案発生日時	年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)		
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事案発生時の状況、事案発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)					
	事案発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数	名	うち助産師・看護師・保健師	名		
	事案発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他 ( ) 名	
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可						
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】			(負傷の場合)受傷部位		
		【病状】 (症状の程度)					
【既往症】				事案の転帰			
特記事項							
市町村の対応等※	事案把握日時	年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無			
	当該施設の事業継続状況			(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策						
都道府県の対応等	都道府県としての対応						

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- ・第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事案発生日(遅くとも事案発生日翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- ・記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先  
(電話)

(E-mail)

※様式については、令和5年1月19日付事務連絡「産後ケア事業における重大事案等の発生時の報告様式等について」参照。

## 基本情報

事故報告回数		施設・事業所名称	
事故報告年月日		施設・事業所所在地	
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)		施設・事業所代表者等	
施設・事業所種別		施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	
認可・認可外の区分		施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	

## 事故に遭ったこどもの情報

こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)		こどもの性別	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)		所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)			

## 事故発生時の状況

事故発生年月日		事故発生時間帯						
事故発生場所		事故発生クラス等						
事故発生時のこどもの人数	事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち 保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課 後児童支援員・助産師等				
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の 処置を含めて可能な限り詳細に記載。第 1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で 修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその 予定(実績)。第2報以降で追記。)								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

## ソフト面

事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

## ハード面

施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

## 環境面

教育・保育等の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

## 人的面

対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

## 自治体コメント【必須】

(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

## 【施設・事業所別の報告先】

<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ ことば家庭庁保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagahokushisetsushidou@cfa.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ ことば家庭庁保育政策課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p>
<p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p>	<p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>→ ことば家庭庁保育政策課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p>
<p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ ことば家庭庁保育政策課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p> <p>⑦ 乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)</p> <p>→ ことば家庭庁保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp)</p> <p>⑧ 産後ケア事業</p> <p>→ ことば家庭庁保育政策課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)</p>

## 【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

